

人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

給与情報	令和3年7月14日
	総務省給与能率推進室第4号

人事院規則14-23により職務専念義務を免除される非常勤職員の給与の取扱いについて及び給実甲第326号の一部改正について

標記につきまして、人事院から通知が発出されたほか、人事院規則14-23の施行に伴い、給実甲第326号の一部が改正されましたので、別添のとおり情報提供します。

○人事院規則14-23により職務専念義務を免除される非常勤職員の給与の取扱いについて(通知)

○給実甲第1287号(給実甲第326号の一部改正について(通知))

以上

※ 本件に関する照会は必ず給与能率推進室あてにお願いします。

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。

給 3 — 6 3

令和3年7月14日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局給与局

給 与 第 三 課 長

人事院規則14—23により職務専念義務を免除される非常勤職員
の給与の取扱いについて（通知）

人事院規則14—23（令和3年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）により職務に専念する義務を免除される非常勤職員については、当該職務に専念する義務が免除される間、給与法第22条第2項の規定に基づき、給与を支給することができるものと解されるので、念のため通知します。

以 上

〔担当：給与第三課企画班〕

給実甲第1287号

令和3年7月14日

〔各府省事務次官
各外局長
各行政執行法人の長〕 殿

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年7月14日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
第37条関係	第37条関係
1～11（略）	1～11（略）
12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。	12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。
(1)～(28)（略）	(1)～(28)（略）
<u>(29) 人事院規則14—23（令</u>	（新設）

和三年に開催される東京オリ
ンピック競技大会又は東京パ
ラリンピック競技大会の運営
の業務に従事する職員の職務
に専念する義務の免除) 第1
条の規定による勤務しないこ
との承認

13～18 (略)

13～18 (略)

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年七月十四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一四十二三

令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除

（職務に専念する義務の免除）

第一条 各省各庁の長及び行政執行法人の長は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。）から委嘱を受けて令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の役員等としてこれらの大会の運営の業務に従事しようとする

職員から申出があつたときは、公務に支障のない範囲において、当該職員がこれらの大会の運営の業務に従事するために必要と認められる期間、勤務しないことを承認することができる。

（雑則）

第二条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年7月14日

〔 各府省事務次官
各 外 局 の 長
各行政執行法人の長 〕 殿

人 事 院 事 務 総 長

人事院規則14—23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）の運用について（通知）

人事院規則14—23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）（以下「規則14—23」という。）の運用について下記のとおり定めただので、令和3年7月14日以降は、これによってください。

記

第1条関係

- 1 この条の「役員等」には、技術役員のほか、医療、看護等に携わる者が含まれる。
- 2 この条の「必要と認められる期間」には、運営の業務に従事する期間のほか、その前後における往復に要する期間が含まれる。
- 3 この条の規定に基づく申出及び承認の手続については、休暇の例によるものとする。この場合において、出勤簿には、規則14—23第1条の承認を受けて勤務しなかった旨を記入するものとする。

以 上